

築上町告示第115号

築上町一般競争入札告示

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び築上町財務規則（平成18年1月10日規則第38号）第60条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年10月24日

築上町長 新川久三

1. 条件付一般競争入札に付する事項

工事名	築上町立保育所新築工事
工事場所	福岡県築上郡築上町大字越路1326番外 地内
工期	契約の効力の発生の日 から 平成29年12月28日 まで
業種	建築一式工事
工事概要	<p>■ 工事内容：建築・電気・設備・外構 一式</p> <p>■ 構造：鉄筋コンクリート造 2階建</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保育所 園舎 一棟 (太陽光発電設備、エレベーター等あり)</li><li>・体育倉庫 一棟</li><li>・園芸倉庫 一棟</li><li>・外構工事 一式 (園庭、駐車場、外柵、遊具、植栽等)</li></ul> <p>■ 施設用途：保育所</p> <p>■ 計画建築延床面積：1,304.68㎡</p> <p>■ 敷地面積：4,892.45㎡</p> <p>※防衛省の民生安定施設整備事業(原設計)と騒音防止対策事業(併行防音2)(防音設計)により行う。</p>
予定価格	¥ 688,000,000 (消費税及び地方消費税を除く)
最低制限価格	¥ 627,000,000 (消費税及び地方消費税を除く)

## 2. 入札参加資格に関する事項

条件付一般競争入札に参加できる者は、告示日現在において次に掲げる要件を満たす者でなければならない。なお、入札及び契約締結時も同様とする。

参加形態	・単体企業
名簿登録	・築上町に対し平成28年度指名競争入札参加資格申請書（以下「登録申請」という。）を提出し、当該年度の登録業者名簿一覧表に記載されている者であること。
地域要件	・告示日現在において、福岡県内に建設業法第3条の規定により当該工事の業種の許可を受けた本社本店又は支社支店等を有する者であること。
建設業許可	・建設工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業の許可を有する者で、同法に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
必要な要件	<p>・建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書（告示日の前日において最新のもの。）のうち「建築一式工事」に係る総合評定値（P）が1,200点以上であること。</p> <p>※但し、平成18年度以降の公共工事において、建築延床面積が1,000㎡以上ある鉄筋コンクリート造2階建の建築物を元請として施工・引き渡した実績があると認められる町内業者については900点以上とする。</p> <p>・次に掲げる基準を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 一級建築施工管理技士の資格を有している者。</li><li>② 「営業所の専任技術者」「営業所の管理責任者」及び代表者（社長）でない者。</li><li>③ 建築一式工事に係る監理技術者資格者証・講習修了証を有する者。</li><li>④ 入札期日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。</li><li>⑤ 配置予定技術者については、傷病、死亡等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は変更することを認めない。また、特別な場合により配置予定技術者を変更するときは、同等以上の資格を有する技術者を配置すること。</li><li>⑥ 技術者の専任は、工事着手予定日からとする。</li><li>⑦ 配置予定技術者が入札参加資格確認書類を提出する時点において、他の工事（専任工事に限る。）に監理技術者又は主任技術者として従事している場合は、従事中の工事に係る工期の終期が工事着手予定日の前日以前であるとともに、完成を確認するための検査が工事着手予定日の前日までに完了（入札参加資格確認書類提出後の発注者の責めによる遅延を除く。）する場合を除き配置予定技術者とすることはできない。</li></ol>
指名停止措置等	・築上町、福岡県、国土交通省（九州地方整備局）及び防衛省（九州防衛局）からの入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。

暴力団排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。</li> <li>・告示日以前3ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。</li> <li>・商法（明治32年法律第48号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。</li> </ul>

### 3. 入札の公告及び入札説明書等の配布等

本公告は、築上町役場の掲示場への掲示及び築上町ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。また、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日からホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードし、使用すること。

入札説明書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札公告の写し ※入札参加申請に必要な提出書類の様式を含む。</li> <li>(2) 設計書</li> <li>(3) 仕様書</li> <li>(4) 図面</li> <li>(5) その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料</li> </ul>
ホームページ アドレス	<a href="http://www.town.chikujo.fukuoka.jp/">http://www.town.chikujo.fukuoka.jp/</a>

### 4. 入札参加資格申請・確認

入札参加を希望する者は、別に配布する入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに資格確認資料を提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができないものとする。

また、入札参加資格があると認められた者であっても、入札期日に資格要件を満たしていないときは、本入札に参加することができないものとする。

申請書類	<p>(1) 入札参加資格確認申請書</p> <p>(2) 工事実績調書（入札参加資格に関する事項に記載した町内業者のみ）</p> <p>(3) 配置予定技術者調書</p> <p>(4) 誓約書</p> <p>(5) その他、各様式に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定技術者の資格に関する書類の写し及び3ヶ月以上直接的な雇用関係を確認できる書類の写し（健康保険証又は雇用保険証等の写し）</li> <li>・ 申請者の所在地及び商号又は名称を記載し、切手を貼付した返信用封筒を1部提出すること。</li> <li>・ 建設業許可、総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）、配置予定技術者の資格・講習修了証等が更新中の場合は、その旨が判る資料を提出すること。</li> </ul>	
資格確認申請資料の受付期間等	受付期間	<p>平成28年11月 1日（火）から</p> <p>平成28年11月10日（木）まで</p> <p>※土曜、日曜及び祝日を除く。</p>
	受付時間	<p>午前8時30分から 午後5時00分まで</p> <p>※正午から午後1時を除く。</p>
	提出先	<p>築上町役場 財政課 管財係</p>
	提出部数	<p>1部</p>
	提出方法	<p>持参に限る。</p>
資格確認結果の通知	<p>・ 入札参加資格の確認は、資格確認資料の提出期限日現在の事実をもって行うものとし、その結果は、平成28年11月15日（火）までに申請者全員に通知する。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。</li> <li>・ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に当町において無断で使用することはできないものとする。</li> <li>・ 提出された資料は返却しないものとする。</li> <li>・ 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。</li> </ul>	

## 5. 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認めた者は、その理由について築上町長に説明を求めることができる。

説明要求期限	・説明を求める場合は、平成28年11月17日（木）までに 築上町役場 財政課 管財係まで書面にて提出すること。
説明回答期限	・築上町長は説明を求められたときは、平成28年11月21日（月）までに説明を求められた者に対し書面で回答する。

## 6. 工事内容に対する質問及び回答

質問は、入札参加資格を確認した結果、入札参加資格があると認めた者に対してのみ受け付ける。本工事内容に質問がある場合は、下記受付期限までに質問書を提出すること。（提出回数は1回のみ）

なお、質問に対する回答は、入札参加予定全員に対してFAXにより行う。

受付期限	平成28年11月16日（水）から 平成28年11月17日（木）まで ※持参する場合は、土曜、日曜及び祝日を除く。 ※郵送の場合は、平成28年11月17日（木）までに必着とする。
受付時間	午前8時30分から 午後5時00分まで ※正午から午後1時を除く。
提出方法	・書面で持参、FAX又は郵送により行うこと。 ・FAXの場合、事前に下記送信先に電話連絡してから送信すること。
送信先	築上町役場 福祉課 子育て支援係
回答期限	平成28年11月25日（金） 午後5時00分まで

## 7. 入札執行に関する事項

現場説明会	・現場説明会は実施しない。	
入札日時等	執行日時	平成28年12月2日（金） 午後1時00分 即時開札
	執行場所	福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2 築上町役場 地階 職員研修室

入札方法等	入札回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札の回数は、1回とする。</li> </ul>
	入札者	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札者は、代表者又は代表者から委任された者が行うものとする。</li> </ul>
	入札保証金	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札保証金は、免除とする。</li> </ul>
	入札書の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書は持参によることとし、郵送及び電報等による入札は認めない。</li> </ul>
	入札金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</li> </ul>
	落札者の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。</li> <li>落札者となるべき価格と同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加者は、入札開始前の注意事項を遵守のこと。</li> <li>入札参加者が1者の場合、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、入札を延期又は中止することがある。</li> <li>入札参加者は、入札書に記載した金額に対応した工事費内訳書を提出すること。</li> </ul>

入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</li> <li>① 虚偽の申請を行った者のした入札。</li> <li>② 公告等において示した入札に関する条件に違反した入札</li> <li>③ 入札参加資格のない者のした入札。</li> <li>④ 同一の入札について、二以上の入札をした者のした入札。</li> <li>⑤ 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札。</li> <li>⑥ 入札金額を訂正した入札書による入札。</li> <li>⑦ 入札金額、住所、氏名、印影その他入札要件を認定しがたい入札。</li> <li>⑧ 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ又は引下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。</li> <li>⑨ 委任状を提出しない代理人のした入札。</li> <li>⑩ 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。</li> </ul>
-------	---

## 8. 契約に関する事項

本契約は、築上町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年築上町条例第52号）の規定による議会の議決又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定による専決処分があった旨を契約の相手方に通知したときに効力を生ずるものとする。

なお、本件の落札決定後、議会の議決を得るまでの間に指名停止措置を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。

仮契約・議決事項	仮契約書 提出期限	入札執行日から 平成28年12月12日（月） 午後4時まで ※土曜、日曜及び祝日を除く。
	提出場所	築上町役場 財政課 管財係
契約保証金	・ 築上町財務規則第85条の規定による。	

## 9. その他

工事施工にあたり、その一部を第三者に請け負わせる場合は、町内事業者を優先して活用するように努めること。ただし、技術的に施工可能な町内事業者がいない場合又は工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りではない。

## 10. 問い合わせ先

告示内容・ 申請・入札	福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2 築上町役場 財政課 管財係 TEL：0930-56-0300 FAX：0930-56-1405
工事内容	福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2 築上町役場 福祉課 子育て支援係 TEL：0930-56-0300 FAX：0930-56-0334